

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 1月度)

- 1 日 時 令和3年12月27日(月)  
開会：午後3時00分  
閉会：午後3時36分
- 2 場 所 氷見市庁舎議事堂 全員協議会室
- 3 出席委員 14名  
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美  
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣  
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男  
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭  
14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 1番 山下 裕
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件  
第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件  
第4号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第5号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- 7 職務のため出席した事務局等職員  
4名  
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
  
市長部局から  
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江

## 8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和3年度1月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。  
今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、  
会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、  
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える  
件  
第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を  
付する件  
第4号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
意見を付する件  
第5号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について  
であります。

□議長 (会長) また、報告事項として  
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認  
定）について  
であります。

□議長 (会長) 本日は、山下裕委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15  
名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたし  
ます。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、小澤委員、  
田中利男委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——件、——筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

今回の申請件数は1件です。

申請個所は、氷見市\*\*——番他、計\_\_筆で、申請面積は——㎡、登記地目は田及び畑です。

譲渡人 高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）から、  
譲受人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は譲渡人が市外に居住しており管理が行き届かないため、一部利用権設定している譲受人に相談したところ、経営規模拡大を考えていたことから話がまとまり、所有権移転となったものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（\*\*委員） 譲渡人の経営面積が——m<sup>2</sup>で今回の申請面積が——m<sup>2</sup>で、少しだけ残るようですが。

（事務局） 1筆だけ残ります。

□議長（会長） ほかに発言はありますか。

無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件と、第4号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、一部関連がございますので、一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件2件及び第4号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件4件につきまして、まとめてご説明い

たします。

まず、第3号議案 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件2件につきまして、番号1、番号2ともに承継者、当初計画者、同一になりますので、まとめて説明いたします。

こちらの変更理由につきましては、当初計画者の\*\*夫妻は、転用目的が——、権利は——で、平成\*\*年\*\*月\*\*日付けで農地法第5条の許可を得ました。

当初は、住宅敷地として利用予定でありましたが、計画者が別の土地で住宅を建築したため、計画を遂行することがない状況のまま現在に至っています。

申請地については売却する方向で不動産会社へ相談したところ、承継者が住宅建設を希望されたことから、売却することになりました。

登記簿上の地目は田、現況は土地は造成してあり、隣地との境界はコンクリートで造成済です。

今回、承継者の\*\*は将来の妻と市内の共同住宅に住んでいますが、妻の実家、勤務先、将来の子どもが通う保育園付近での住まいを希望しています。また、妻は勤務先が介護施設であることから夜勤もあり、徒歩圏内での住宅建設を希望しています。

番号2については、土地取得後の平成12年3月に国土調査があり、現地が水路であることが判明したものです。

続きまして、こちらに係る5条申請、第4号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に 対し意見を付する件につきましてご説明いたします。

今ほどの第3号議題に関連性のある番号3番と番号4番から先に説明させていただきます。

番号3、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地の状況はストックでご確認いただきます。

(タブレットで位置、現況を確認)  
申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
農地区分は第1種農地です。

番号4、地区は——です。  
譲受人は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
譲渡人は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記が田、現況が水路、現地の状況はストックでご確認いただきます。

(タブレットで位置、現況を確認)  
申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
農地区分は第1種農地です。

番号1、地区は——です。  
この案件は農地法第4条申請です。  
申請人は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
申請地は氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記は田、現況は畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

(タブレットで位置、現況を確認)  
申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——です。  
農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。  
譲受人は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
譲渡人は富山市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
福井市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
高岡市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
魚津市\*\*——番地(氏名\*\*)、  
申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

(タブレットで位置、現況を確認)  
申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
農地区分は第3種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件4件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 一括して質問を受ける前に、先般\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による第4号議題の現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

（\*\*委員） 先般\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果についてご報告いたします。

今回の案件4件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のない番号4番以外の3件については、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、4件ともに「氷見市土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件4件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件につきましては、原案のとおり、承認相当の意見を付して進達することとし、第4号議題 農地法第4条及び5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第5号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は———です。

願出者は、埼玉県\*\*——番地（氏名\*\*）

除外対象地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地の状況はストックでご確認いただきます。

（タブレットで位置、現況を確認）

対象地の面積は———m<sup>2</sup>です。

農用地区域でしかできない理由として、携帯電話の基地局であることから、現在カバーできていないエリアをカバーするため、またその際には樹木等の遮断を避けた場所であることが必要なためとなっております。

番号2、地区は———です。

願出者は、氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）

除外対象地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地の状況はストックでご確認いただきます。

（タブレットで位置、現況を確認）

こちらは現在、無断転用の状態になっておりますので、経緯書が添付されております。

対象地の面積は———m<sup>2</sup>です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は現在\*\*市のアパートで居住しているが、子どもの成長により手狭になってくる。また、いずれ農家を継ぐ考えであること、実家の近くでの居住を望んでいることとなっております。

番号1番、2番ともに集落代表者、地区推進委員、土地改良区からの同意も得られております。また、隣接農地のある番号2番については、耕作者からの同意も得られております。



除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件2件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

(\* \*委員) 先般\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果についてご報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号2番については耕作者からの承諾が得られており、番号1番、2番ともに「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり除外はやむを得ないものでであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第5号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

□議長（会長） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきましてご説明いたします。

去る\*月\*\*日付けで非農地認定の申請が申請人からございました。  
これを受けて、\*月\*\*日に\*\*委員、\*\*推進委員、\*\*推進委員の3名で現地調査を行った結果、現地は宅地となっており、宅地になってから20年以上経過していますことから、非農地認定の交付基準に該当するものでありまして、非農地であると判断させていただきましたことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

□議長（会長） 無いようでございますので、以上で本日の案件は、全て終了しました。  
これで、氷見市農業委員会1月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月27日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---